

入管法が変わりました 新しい研修・技能実習制度について

はじめに

平成 21 年 7 月 15 日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、新しい研修・技能実習制度が平成 22 年 7 月 1 日から施行されました。

1. 在留資格「技能実習」の創設

技能実習1号

「講習による知識修得活動」及び

「雇用契約に基づく技能等修得活動」

※在留資格「技能実習」は、受入れ形態により次の2種類に分けられます。

- イ 海外にある合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動（企業単独型）
- ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動（団体監理型）

技能実習2号

技能実習2号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動

※技能実習2号も、1号と同様にイ又はロのどちらかに分類されることになります。

2. 保証金・違約金等による不当な金品徴収等の禁止

失踪防止を名目として、送出し機関が研修生本人から高額な保証金を徴収しているケースがあり、これが研修生の経済的負担となって研修時の時間外作業や不法就労を助長していると指摘されており、これらを踏まえ、新制度では、不当な金品の徴収等を禁止しています。

3. 講習

講習の期間

技能実習1号の活動期間全体の1/6以上の期間を充てることになります。

（海外で1月かつ160時間以上の講習等を受けた場合は、技能実習1号の活動期間全体の1/12以上の期間）

講習の内容

項目3に係る講義については、専門的知識を有する者から受けることになります。

- ① 日本語
- ② 日本での生活一般に関する知識
- ③ 技能実習生の法的保護に必要な情報
- ④ 円滑な技能等の修得に資する知識

4. 監理団体による指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化

新制度では、技能実習生の本邦における技能等の修得活動が終了するまで監理団体が技能実習の指導・監督・支援を行うことになります。

5. 監理団体等が重大な不正行為を行った場合の 受入れ停止期間の延長、欠格要件の新設

受入れ停止期間は、不正行為の内容によって5年、3年又は1年となります。また、以下の重大な不正行為については、研修生・技能実習生の受入れ停止期間を5年間に延長します。

また、次の要件に該当している場合は、研修生・技能実習生の受入れが認められません。

- ・ 受入れ側の機関又はその役員等が、入管法や労働関係法令の罪により刑に処せられたことがある場合で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないとき
- ・ 受入れ側の機関の役員等が、過去5年間に他の機関で役員等として技能実習の監理等に従事していたことがあり、その従事期間中に当該他の機関が不正行為を行い技能実習生等の受入れが認められなくなった場合で、当該期間が経過していないとき
- ・ 送出し側の機関又はその経営者等が、過去5年間に、外国人に不正に在留資格認定証明書の交付等を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使又は提供を行っていた場合

6. その他新設された要件

- ・ 実習実施機関は、技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習が終了した後1年間は当該文書を保存しなければなりません。
- ・ 監理団体は、講習の実施状況に係る文書、訪問指導に係る報告書を作成し、技能実習が終了した後1年間は当該文書を保存しなければなりません。
- ・ 技能実習生が技能等修得活動を開始する前に、実習実施機関等が労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じている必要があります。
- ・ 企業単独型において、実習実施機関での技能実習の継続が不可能となった場合は、直ちに、実習実施機関が地方入国管理局に当該事実と対応策を報告しなければなりません。
- ・ 団体監理型において、技能実習が終了して帰国した場合又は技能実習の継続が不可能となった場合は、直ちに、監理団体が地方入国管理局に当該事実と対応策を報告しなければなりません。

詳細は以下のホームページを参考にして下さい

<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>